令和6年度 公設民営・民設民営保育所指導監査提出資料

自主点検表4②【財務管理】 (学校法人会計基準・企業会計基準)

法 人 名					
	施設名				
法人本部のある施設名及び所在地	所在地	₹			
	施設名				
指導監査を行う施設名及び所在地 は	所在地	〒 川口市			
記 入 者 職名·氏名	職名				
職名・氏名	氏名				
	電話				
連 絡 先	FAX				
	Eメール				
記入年月日	令和	年	月	B	

川口市福祉部福祉監査課

自主点検表記入要領

- 1 自主点検表の対象
 - この点検表は、学校法人会計基準又は企業会計基準による会計処理を行っている保育所を対象としています。
- 2 記入75点((1)「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。また、「記入欄及び点検のポイント」欄において必要な事項を記入し、 点検内容を確認してください。 (2)決算事項等については、前期の決算内容を記入してください。
- (3) 公設民営保育所については、表中「子ども総務課」を「保育運営課」と読み替えてください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称 この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

法	社会福祉法
施行規則	社会福祉法施行規則
一般社団法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
会計省令	社会福祉法人会計基準 [省令]
定款例	社会福祉法人の認可について(通知)一別紙2
運用取扱	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について
入札契約通知	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
モデル経理規程	平成29年版 社会福祉法人モデル経理規程
弾力運用局長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について
弾力運用課長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について
府子本第254号通知 (保育所弾力運用)	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について
府子本第255号通知 (保育所弾力運用の取扱い)	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて
府子本第256号通知 (保育所弾力運用の運用等)	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について
確認条例	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
留意事項通知	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
処遇改善通知	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

点検項目	点検結果		記入欄・	点検のホ	パイント		法令等 忍資料】
1 会計管理 (1) 予算 ア 定款等の定めに従い作成された予算に基 づき事業 (予算執行) が行われていますか。	いる・いない	積算内訳	を作成したうえ	で、会計	D根拠にもとづいた 年度開始前に編成 で受けてください。		
		○評議員会 か。	を設置している	場合は意	見を聞いています		
イ 予算と事業に乖離が生じた場合は補正予 算を作成し、あらかじめ理事会(取締役会) 等の承認を得ていますか。	いる・いない	補正予算	理事会承認日 評議員会承認日 理事会承認日 評議員会承認日	令和 令和 令和 令和	年 月 年 月 年 月	日 日 日	
ウ 補正予算を編成した場合は、その時期と 積算額は適正なものとなっていますか。 また、決算は予算の範囲内となっていま	l —	※保育所を 転記して 行区分	経営する事業に ください。 (補正後)予覧		・収支計算書から ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	執行率	₹(%)
すか。		1 = 23	(1111-127) 1 9	T- HX (1 17	V(31-10X (13)		-
		計 00%を超え この理由					%
(2) 会計処理 ア 会計基準 採用している会計基準を記入してくださ い。		○毎会計年	ぎ法人会計基準 度終了後3か月 昔対照表等を提		企業会計の基準 「長(子ども総務課) ますか。		
イ 経理規程 経理規程は、適用する会計基準等に基づ いたものになっていますか。	いる・いない	・学校法 妥当と 作成さ ・営利法	人では、学校活 認められる学校 れていますか。	交法人会記 会計原則な	基準及び一般に公正 十の原則に基づいて など一般に公正妥当 いますか。	【経理共	見程】
ウ 経理責任者等の任命(内部けん制体制) 経理責任者、経理担当職員等は、兼務をさせ ることなく、それぞれ別の者を理事長等が	いる・いない 区 分	L.,		名	辞令年月日	\neg	
任命していますか。	代表者 経理責任 契約担当 経理担当	· :者			年 月 日 年 月 日 年 月 日	【辞令	(控) 】
	経理事務 委託状治		無委託先			【経理系約書】	事務委託契
また、理事長が契約について職員に委任する場合は、委任の範囲が明記されていますか。 (委任された職員を契約担当者といいます。) エ 現金の保管等 (ア) 現金の保管責任者を明確にしていますか。	いる・いない	O DUME C PR			・者を指名し、保管 て、事故防止に努		分掌表】出納簿】
~ °		めてくだ		. J. J. C	テスクルに力		

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(イ) 印鑑・通帳・有価証券・小切手等は、 適切に管理、保管されていますか。	いる・いない	○印鑑は、理事長又は保管責任者(施設長など)が管理し、鍵のかかる安全な場所に保管してください。	【預金通帳】 【総勘定元帳】 【会計伝票】
		○通帳等は、経理責任者(あるいは経理担当者)が管理し、印鑑とは別の鍵のかかる安全な場所に保管してください。	【証憑書類】
		○印鑑と通帳の管理は、異なる職員によって行ってください。	
(ウ) 小口の支払のために、現金を保管している場合 (小口現金) については、経理規程で定める限度額内の保管となっていますか。	いる・いない	○経理規程で定める保育所等での保管限度額を記入してください。	【経理規程】
		限度額 円	
(エ) 小口現金は、経理規程等の定めに基づき適切に管理していますか。	いる・ いない	○小口現金とは、小口の支払の便宜を図るための定額 資金前途の制度です。 売上収入や預かり金等、一時保管をしている現金 は「小口現金出納帳」ではなく、別に「現金出納帳」 で管理してください。 なお、収入した現金は、直接支出に充てることな く、経理規程に従い金融機関に入金し、収入の会計 処理を行ってください。	【小口現金出納簿】
オ 経理事務 (ア) 収入、支出が発生した時には、経理規 程等に基づき会計伝票を作成し会計責任 者の決裁を得ていますか。	いる・いない	○収入、支出が発生した場合は、その都度、勘定科目、 取引年月日、数量、金額、相手方、取引の内容など 必要事項を記載した会計伝票により、会計責任者の 決裁又は承認のサインを受けてください。	○モデル経理規程 第13条 【会計伝票】
(イ) 伝票、証票(請求書・領収書等)類を もとに仕訳日記帳、総勘定元帳等を作成 し、適正に保管をしていますか。	いる・いない	○伝票には、証票類(請求書、領収書等)を添付等し、 経理規程等で定める期間保存してください。	【会計伝票】 【仕訳日記帳】 【総勘定元帳】
(ウ) 職員給食費や延長保育、一時保育利用 料等の保護者からの徴収金その他の現金 収入は適切に処理されていますか。 現金徴収の例 ・職員給食費 ・その他職員徴収金 ・主食費 ・その他徴収金 ・延長保育料	いる・いない	 ○現金収入は、直接支出に充てることなく、金融機関へ預け入れてください。 ○収入手続は「収入後、○日以内に金融機関に預け入れる」等、経理規程で定め、これに従ってください。 ○徴収管理簿などを整備して、収納漏れがないよう、管理していますか。 ○定期預金及び債権等から生じる利子は、「受取利息配当金収入」に計上していますか。 ○保護者からの徴収金は、別帳簿で管理することなく、施設の会計に計上していますか。 	【総勘定元帳】 【預金通帳】 【徴収管理簿】
• 一時保育料			【総勘定元帳】
(エ) 法人本部の経費など、保育所の会計で 負担できない経費が保育所の運営に係る 事業の会計に計上されていませんか。	いる・いない	○次の経費は、本部会計等に計上されていますか。(主なもの)・理事会・評議員会開催経費、法人登記手数料・保育所運営と無関係な事業の人件費や事務費	
(オ) 施設に関する経費支出は適正に行われ ていますか。	いる・いない	○委託費、経常経費補助金、利用者負担金等の収入は、 当該保育園の運営に要する経費(収支計算分析表に 示された勘定科目)以外のものに使用してはいけま せん。	府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)
		○職員の厚生事業として行う職員旅行及び親睦行事(歓送迎会、忘年会等)への支出に対し、職員から応分の負担を求めていますか。	
		○固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するための支出は固定資産取得支出に計上していますか。	府子本第256号通
		○土地及び建物(保育室、駐車場など)の賃借料は、 資金収支計算分析表等で勘定科目「土地・建物賃借 料支出」に計上していますか。	知(保育所弾力運 用の運用等)の問 5の答、同問18 の答
		○法人税等は、資金収支計算分析表等で勘定科目「租税 公課」に計上していますか。	

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(カ) 幼稚園、デイサービス等を併設している場合、共通経費などは、合理的な基準に基づき按分を行っていますか。	いる・ いない 該当なし	● 接分の方法を記入してください。 主な共通経費の事例 接分基準 職員の共済費 建物保険料・地代 水道光熱費 減価償却費 その他	運用取扱 7 留意事項別添 1
カ 契約事務 (ア)経理規程及び経理規程細則等に定める 随意契約の基準の範囲を超えた契約を行 っていませんか。	いる・いない	◎経理規程等で定める随意契約ができる契約金額の上限円	【経理規程】
(イ) 契約内容(契約方法、業者の選定理由、 契約金額等) は適切に行われていますか。	いる・いない		
(ウ) 契約の際には、契約決定の経緯等について記載した稟議書等を作成し、承認権者の決裁を受けていますか。	いる・いない	○価格以外の理由で競争入札によらず随意契約とした ものなどについては、随意契約とした理由や根拠等 を明確にし、稟議書等の書面で残しておいてくださ い。	
(エ) 契約書・請書・納品書・業務履行報告 書等の書類により契約の履行について確 認していますか。	いる・いない	○経理規程等で定める一定金額以上の契約及び業務委 託契約などは契約書を作成していますか。	
(オ) 契約書を作成した契約の支払額は、契 約書での契約金額と一致していますか。	いる・いない		
(カ) 競争入札を行うべき契約について、自 動更新により契約を継続していますか。	いる・いない	→継続している場合、その契約内容を記入してください。 契 約 名 称 : 契約期間(当初): 契 約 額 : 自動更新期間: 当初の契約方法: 随意契約・競争入札・その他	

点検項目	点検結	果		記入欄・点検のポイント				処法令等 認資料】
(キ)競争入札を行うべき契約について、自動更新により契約を継続する場合、契約価格や業務内容の評価等を適切に行った上で承認権者の承認を得ていますか。また、あらかじめ理事会等の承認を得ていますか。	いる・ い 該当なし		契約 名称 契約期間(当初 契約 額 自動更新期間	、その契約内容を記入してくた:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::::				
キ 債権債務の管理 (借入金・貸付金) (ア)資金の借入に当たって、貸借契約書を 作成していますか。 (イ)借入金の償還は、償還計画どおり行わ	いる ・ い 該当なし いる ・ い	_	○理事長等からの付を受けた上で、	借入金であっても、理事会等 貸借契約書が作成されていま・	の承認 すか。		【貸借	李会議事録】 古契約書】 置予定表】 人金明細表】
(4) 信人金の順爆は、順爆計画とおり1147 れていますか。	該当なし							
借入先			◎記入をお願いしま借入の目的	ます。 残高		終償還		
				7.1.4	年	又は償還	月	日
					年		// 月	日
					年		月	日
					年		月	日
(ウ) 委託費を貸し付ける場合は、適正に行われていますか。 (未収金・未払金・預かり金) (エ) 決算において、未収金、未払金となっていたものの会計処理は適切に行われていますか。	いる・い 該当なし		○ まれる 金の例: 本社金のの例: 本社金のである。 本では、 一、	生人内における各施設拠点区 収益事業等の事業区分への資 出該法人の経営上やむを得ない に限って認められるものです。 については、明細書をつくる 、適切な会計処理(請求、欠	分金ハ 、の場合 と処処 ・ と処理 ・ 、 の場合 ・ と処理 ・ 、 の も の り の り の り の り の り の り の り の り の り	j J	知(係 用)4 府子本 知(係	×第256号通 R育所弾力道 運用等)問
(オ) 預り金の処理は適正に行われていますか。 ク 決算及び財務諸表 (決算手続き) (ア) 決算手続は、定款及び経理規程等の定めに従い、適正に行われていますか。	いる・い		でに (定の期日などの報目 で「嘱託医などの報目 適切な会計処理: ()決算資料(財務) 理事会等の認定: ()評議員会を設置	除した所得税、社会保険料等に 納入してください。 劉についても、所得税の源泉で を行ってください。 諸表等)は、監事の監査を経 を得てください。 している場合は、評議員会の 、理事会の認定を得てください。	敦収等、 た上 で、 意見聴			

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(イ) 現況報告書、貸借対照表、収支計算書 (損益計算書) 及び積立金・積立資産明 細書等を作成し、市長に対し提出していますか。	いる・いない	1 【作成を要する資金収支計算書等】 (1) 収支計算書又は損益計算書 □ 収支計算書又は損益計算書に保育所を経営する事業に係る区分を設けること。 (2) 保育所を経営する事業に係る(1) の区分ごとに次の書類の作成を要す。 □ 積立金・積立資産明細書 (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、(2) のほか、(1) の区分ごとに次の書類の作成を要す。 □ 貸借対照表 (流動資産及び流動負債のみを記載) □ 借入金明細書 □ 基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産) 2 【市長に対し提出を要する報告書】 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長(子ども総務課)に対して提出することが必要です。 □ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書 (保育所を経営する事業に係る反分を設けたもの) □ 保育所を経営する事業に係るの分を設けたもの) □ 保育所を経営する事業に係るの前会計年度末における積立金・積立資産明細書 【企業会計の基準による会計処理を行っている場合】上記のほか、保育所を経営する事業に係るがの書類の提出が必要です。 □ 貸借対照表 (流動資産及び流動負債のみを記載) □ 借入金明細書 ■ 基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産)の明細書 ■ 基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産)の明細書 ■ 基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産)の明細書 ■ 基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産)の明細書	「保育所の設置認可等について」の一部改正でついて第13 3 (3)②(平成26年12月12日雇児発1212第5号)
(決算内容) (ウ) 決算書(財務諸表等) について、前年 度の諸帳簿の額が引き継がれていますか。	いる・いない	→決算の年度及びその前年度の保育所についての資金 収支計算書(資金収支計算分析表)を確認してくだ さい。 前期決算の当期末支払資金残高 = 前期末支払資金残高 (円) = (円)	
(エ) 預金については、帳簿残高を金融機関 で発行する残高証明書と照合しています か。	いる・いない	○当座預金がある場合には、未決済小切手等の関係で 残高証明書と勘定残高が一致しない場合があるので、 当座預金調整表を作成して確認してください。	
(オ)決算(財務諸表等)について、諸帳簿間での不整合、内容の誤りなどが生じていませんか。	いる・いない		
(カ) 減価償却費は正しく計上されていますか。	いる・いない	○減価償却計算は、法人税関係法令に従い、正しく 計算処理されていますか。	

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(キ) 保育所の経営が赤字となっていません か。	いる • いない	 ○保育所の経営が赤字となっている場合、その理由及び改善策について記入してください。また、理事会等での検討・対応状況を記入してください。 →以下に記入してください。 委託費等収入と支出の差額	策
ケ その他 (寄附金受入) (ア) 施設入所希望者からの寄附は、受け入 れないこととしていますか。 (イ) 補助事業に関わる取引業者については、 寄附を受け入れないこととしていますか。	いる ・ いない 該当なし いる ・ いない 該当なし	 ○施設利用希望者からの寄附は、利用決定に影響を及ぼすおそれがあるので、受け入れないでください。 ○補助事業(国等の基金を活用した特別事業を含む。)に関わる取引業者からの寄附は、不当に資金(補助金)の環流が行われているとの誤解を招くおそれがあるため、受け入れないでください。 	
(ウ) 保護者会等から寄附を受入れる場合は、 保護者会の議事録等を徴し、適正な意思 決定を経て寄附されたものであることを 確認していますか。	いる · いない 該当なし	 ○保護者会等からの寄附については、総会等での会員の意思決定手続きを経て、会として適正に寄附がなされたことを確認した上で受け入れるようにしてください。 ○寄附はあくまで任意によるものであるため、寄附の募集が結果的に強要になっていないか細心の注意が必要です。 	
(エ) 寄附金の強要はしていませんか。 コ その他資産管理 (固定資産の管理) (ア) 保育所の不動産、備品等は効果的に活用され、適正に管理されていますか。	いる・いない	 ○利用していない土地、建物はありませんか。 ○設備、備品等の活用は図られていますか。 ○車両等については、利用状況を記載した運行管理簿を作成していますか。 ○固定資産の現物と管理台帳とを照合するなど、適正な現物管理を行っていますか。 ○固定資産管理台帳に記載されていない、不動産、備品等はありませんか。 	【運行管理簿】

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
2 委託費に関すること (1) 運営について ア 利用者負担額等の支払を受けた場合、当 該費用に係る領収書を発行していますか。	いる・いない		●確認条例第13条 第5項
イ 上乗せ徴収や実費徴収をするのに際して、 当該費用の使途及び額並びに支払を求める 理由について、書面で明らかにし、同意を 得ていますか。	いる・いない	 ○上乗せ徴収とは、保育の質の向上を図る上で公定価格に上乗せする必要があると認められる対価のことです。 (例)公定価格や市補助金の配置基準を超えて職員を配置した時の人件費(余剰保育士・英語講師等)、施設の環境維持・向上のための費用 ○実費徴収とは、保育の提供において要する費用のうち保護者に負担させることが適当と認められるものをいいます。 (例)日用品代、文具代、行事参加代、主食費等 ○徴収に際しては、費用の使途・金額・徴収理由を書面により具体的に説明し、保護者同意をとってください。 	●確認条例第13条 第6項 ○確認条例第13条 第3項、第4項 【同意書】
ウ 会計の区分は、保育事業とその他の事業 とで区分されていますか。	いる・いない	○同じ保育事業であっても、認可事業と認可外事業は 会計区分を分ける必要があります。	●確認条例第33条
(2) 公定価格について 【令和5年度分】 ア 施設に勤務している職員の月ごとの勤務 時間数について、市に適正に報告していま すか。	いる・いない	○委託費を支弁するにあたっては、毎月提出する職員 名簿の内容により保育幼稚園課にて配置数を確認し ています。実態と異なることのないように精査して 報告してください。	【タイムカード】 【出勤簿】
イ 基本分単価に含まれている施設長(所長) は適正に配置されていますか。	いる・いない	○施設長(所長)が保育に入ることで配置基準を満たすことがないようにしてください。	【シフト表】
(3) 加算・減算について 【令和5年度分】 ①【3歳児配置改善加算】 右記の加算要件を満たしていますか。	いる · いない 該当なし	要件:年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士 配置基準を3歳児15人につき1人により実 施している。	●留意事項通知 別紙2Ⅲ-2
②【減価償却費加算】 右記の加算要件を満たしていますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のいずれにも適合する。 保育所の用に供する建物が自己所有である 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している 建物の整備・改修にあたり、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていない 【賃借料加算】の対象となっていない	●留意事項通知 別紙2Ⅲ-6 【契約書類等】
③【賃借料加算】 右記の加算要件を満たしていますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のいずれにも適合する。 保育所の用に供する建物が賃貸物件である 上記の賃貸物件に対する賃借料が発生している 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない 【減価償却費加算】の対象となっていない	●留意事項通知別紙2III-7 【契約書類等】

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
②【チーム保育推進加算】 右記の加算要件を満たしていますか。	いる · いない 該当なし	要件:次のいずれにも適合する。 ○ 必要保育士数を超えて保育士を配置している (+1.0人分の単価が見込まれているため、 1.0人分以上の配置が必要) ○ キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等 チーム保育体制を整備している ○ 職員の平均経験年数が12年以上である 職員の平均経験年数: ○ 当該加算による増収を、保育士の増員や当該保育所全体の職員の賃金改善に充てている	●留意事項通知 別紙2Ⅲ-8
⑤【副食費徴収免除加算】 免除対象者について、副食費の徴収を免除 していますか。 また、免除対象者について、適切に管理し ていますか。	いる・いない		●留意事項通知 別紙2Ⅲ-9 【対象者名簿】
⑥【施設長を配置していない場合】 右記要件に該当する場合、減算していますか。	いる ・ いない 該当なし	要件:施設長が次のA~Cのいずれかに当てはまる。 A 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない。 B 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない。 C 委託費からの給与支出がない。 2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したことにはなりません。	●留意事項通知 別紙2IV-2
⑦【土曜日に閉所する場合】 ア 右記要件に該当する場合、減算して いますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のA又はBに当てはまる。 A 土曜日に係る保育の利用希望がない等の理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある。 B 当該月の土曜日において、開所しているが保育していない日がある。	●留意事項通知 別紙2IV-3
イ 閉所日数に応じた額を減算していま すか。	いる · いない 該当なし		
⑧【定員を恒常的に超過する場合】 右記要件に該当する場合、減算していますか。	いる · いない 該当なし	要件:次のA及びBに当てはまる。 A 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えている。 B 各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある。	●留意事項通知 別紙2V-1
②【主任保育士専任加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる ・ いない 該当なし	要件:次のA及びBを満たす。 □ A 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定にあたって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置している。 □ 延長保育事業 □ 一時預かり事業 □ 病児保育事業 □ 乳児保育事業 □ 乳児保育事業 □ 乳児保育事業 □ 乳児保育事業 □ 乳児保育事業	●留意事項通知 別紙2VI-1
イ 主任保育士は、他の業務を兼任した り、恒常的に保育体制に入ったりして いませんか。	いる · いない 該当なし	○主任保育士は、保育計画の立案等の主任業務に専任 していることが要件ですので、他の業務を兼務して いる場合や、保育体制に入ってしまっている場合は、 加算要件から外れます。	

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
⑩【療育支援加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる · いない 該当なし	要件:次のいずれにも適合する。 主任保育士専任加算を受けている 障害児を受け入れている 主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいる (主任保育士を補助する者) 氏名 (取り組み内容)	●留意事項通知 別紙2VI-2
イ 受け入れている障害児の区分に応じ た適正な額となっていますか。	いる・ いない 該当なし		
①【事務職員雇上費加算】 右記の加算要件を満たしていますか。	いる · いない 該当なし	要件:次のA及びBを満たす。 A 次のうちいずれかに適合する。 事務職員を配置している 施設長等が事務業務を兼任している 事務業務を外部に委託している B 次の事業等のうちいずれかを実施している。 延長保育事業 一時預かり事業 病児保育事業 乳児が3人以上利用している 障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している	●留意事項通知 別紙2VI-3
②【高齢者等活躍促進加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のA~Cを全て満たす。 A 高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員 (1日6時間未満又は月20日未満勤務の者) として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせている。 業務内容: 例)利用子ども等との話し相手、身の回りの世話、給食後片付け等 B 当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれる。 C 次の事業等のうちいずれかを実施している。 延長保育事業 一時預かり事業 「病児保育事業 乳児が3人以上利用している 障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している	●留意事項通知 別紙2VI-9
イ 年間総雇用時間数の区分と3月初日 の利用子ども数に応じた額を算定して いますか。	いる · いない 該当なし		

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(3 【施設機能強化推進費加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のA及びBを満たす。 A 火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組を行っている。 (取組に必要となる経費の額= 円) 取組内容: (例) 地域住民等への防災支援協力体制の整備、合同避難訓練の実施、職員等への防災教育、訓練の実施、避難具の整備等 B 次の事業等のうち複数を実施している。 延長保育事業 一時預かり事業 「病児保育事業 乳児が3人以上利用している 障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している	●留意事項通知 別紙2VI-10
イ 加算分を物品購入に充てた場合、購入した物品を適正に管理していますか。	いる・ いない 該当なし		【備品台帳】
ウ 3月初日の利用子ども数に応じた額 を算定していますか。	いる・ いない 該当なし		
⑭【小学校接続加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のA~Cを全て満たす。 A 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌が明確になっている。 B 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。 C 小学校との接続を見通した保育課程を編制している(継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む)。	●留意事項通知 別紙2VI-11
イ 3月初日の利用子ども数に応じた額 を算定していますか。	いる・ いない 該当なし		
⑤【栄養管理加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる ・ いない 該当なし	要件:食事の提供にあたり、栄養士(嘱託含む。調理員との兼務可)を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に継続的な指導を受けている。	●留意事項通知 別紙2VI-12
イ 栄養士の配置等の形態の別に応じた 額を算定していますか。	いる · いない 該当なし	→該当する栄養士の配置状況にチェックしてください。 □ 雇用契約により配置 □ 保育士等が栄養士としての業務を兼務 □ 嘱託 ○加算額は、栄養士の配置等の形態別に応じ算出された 額となります。	
・個【第三者評価受審加算】 ア 右記の加算要件を満たしていますか。	いる・ いない 該当なし	要件:次のA及びBを満たす。 A「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、市が認める第三者機関による評価を受審している。 B 受審結果をホームページ等により広く公表している。	●留意事項通知 別紙2VI-13
イ 3月初日の利用子ども数に応じた額 を算定していますか。	いる · いない 該当なし		

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(4)賃金改善について 【令和4年度分】 ①【処遇改善等加算 I (基礎分)】 加算率の区分は、職員 1 人当たりの平均 経験年数に応じて選択していますか。	いる・いない	令和4年度 区分 %加算分 ・R4.4.1時点で在籍している常勤の職員数 (1日6時間以上かつ月20日以上勤務の非常勤を含む) 人(a) ・(a)の職員が下記施設で勤務した勤続年数の合算 年(b) ① 認定こども園、保育所、地域型保育事業所 ② 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ③ 第1種・第2種社会福祉事業を行う施設・事業所 ④ 児童相談所の一時保護施設 ⑤ 認可外保育施設※ ⑥ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所(保健師、看護師、准看護師に限る) ※ 通知文(「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について」(令和3年7月16日付発出))の1(5)アーオに該当する場合のみ ・平均経験年数 年(b/a) ※ 6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨て	●処遇改善通知 第4-1
②【処遇改善等加算 I (賃金改善要件分)】 ア 「賃金改善計画書(処遇改善等加算 I)」 を市長に提出し、具体的な内容を職員 に周知していますか。 イ 加算当年度の翌年度速やかに、「賃金 改善実績報告書(処遇改善等加算 I)」 を市長に提出していますか。 ウ 職員に配分して支給していますか。	いる・いない	・令和4年度 賃金改善要件分として支弁された額	●処遇改善通知 第4-2
③【処遇改善等加算 I (キャリアパス要件分)】 キャリアパス要件分を算定している場合は、右記加算要件満たしていますか。	いる・いない	・令和4年度 職員に支給した額 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	●処遇改善通知第4-3 【就業規則】 【給与規程】 【研修計画】 【研修記録】

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
④【処遇改善等加算Ⅱ】 ア 「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)」を市長に提出し、具体的な内容を職員に周知していますか。	いる・いない		●処遇改善通知 第5-2
イ 加算当年度の翌年度速やかに、「賃金 改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)」 を市長に提出していますか。	いる・いない		
ウ 職員の職位、職責又は職務内容等に 応じた勤務条件の要件(職員の賃金に 関するものを含む)及びこれに応じた 賃金体系(一時金等の臨時的に支払わ れるものを除く。)を定めて就業規則 等の書面で整備し、全ての職員に周知 していますか。	いる・いない		
エ 支給対象となる職員について、職位 の発令や職務命令を行っていますか。	いる・いない		
オ 支給対象職員はそれぞれ要件を満た していますか。	いる・いない	・副主任保育士等 概ね7年以上の経験年数を有する。 4分野以上の研修を修了している。 ※令和5年度から段階的に適用し令和8年度から完全適用	○施設型給付費等 に係る処遇改善加 算Ⅱに係る研修修 了要件について (令和元年6月24日 府子本第197号、 元初幼教第8号、
		・職務分野別リーダー等 一概ね3年以上の経験年数を有する。 「乳児保育」・「幼児教育」・「障害児保育」・「食育・アレルギー」・「保健衛生・安全対策」・「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当している。	子保発0624第1号 連名通知) (令和 3年9月2日最終改 正)
		□ 担当分野を含む1分野以上の研修を修了している。 ※令和6年度から適用	
カ 支給対象職員に対し、職責又は職務 内容等に応じて手当又は基本給として 毎月一定額支給していますか。	いる・いない	・支給額 副主任保育士等 : 月額 <u></u> 円	【賃金台帳】
		職務分野別リーダー等: 月額 円 ○副主任保育士等については、月額4万円の賃金改善 を行う者を1人以上確保してください。	
⑤【 処遇改善等加算Ⅲ 】 ア 「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅲ)」 を市長に提出し、具体的な内容を職員に 周知していますか。	いる・いない		●処遇改善通知 第6-2
イ 加算当年度の翌年度速やかに、「賃金 改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅲ)」 を市長に提出していますか。	いる・いない	○臨時特例事業を実施した施設・事業所は、令和4年10月以降の賃金水準が、令和4年9月までの賃金水準を下回っていないことが必要です。	
ウ 加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分 の2以上が、基本給又は決まって毎月支 払われる手当の引上げによるものとなっ ていますか。	いる・いない	○改善額の設定において、既存の手当を増額する場合は、施設・事業所において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して加算Ⅲによる賃金改善を行うことが分かるように管理してください。	
⑤ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管していますか。	いる · いない 該当なし	○市に実績報告した内容と齟齬がないことはもちろんですが、監査時等に提出を求められた時、実績報告額とすぐに突合ができるよう、また説明ができるように整理しておいてください。	●処遇改善通知 第7-3
⑦ 国家公務員の給与改定に伴う公定価格の人件費相当分増額について、職員の給与に適正に反映させていますか。	いる・いない	○公定価格の単価改正による増額については、人事院 勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、公定価 格に含まれる人件費相当分を改正したものです。 ○保育士等職員の給与水準の引き上げ分ということに なりますので、当該増額分については、職員の給与 に適正に反映する必要があります。	●処遇改善通知 第3-1

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
3 委託費の弾力運用 【令和5年度 会計分】			
		○委託費の弾力運用(委託料の使途範囲を超えた支出) は、適切な施設運営が確保されていることを前提 として認められるものです。	府子本第254号通知(保育所弾力) 用)前文、1(2)
		○委託費の弾力運用を行う場合は、適切な施設運営の 確保をはじめ、府子本第254号通知(保育所弾力 運用)等に示された要件を満たすことが必要です。	府子本第255号通知(保育所弾力) 用の取扱い) 1
(1) 人件費、管理費、事業費間の充当 (254号通知1(2)) ア 施設の運営状況は、府子本第254号通知の 1の(2)の①から⑦までに掲げる要件すべ てが満たされていますか。	いる・いない	○254号通知1(2)で示された①~⑦までに掲げる要件 については、以下を参照してください。	
第19条及び第33条〜第40条で定められた基準を遵守し ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に	ては、川口市児童 てください。 示す職員の配置:	ξ福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条~	

- ※府子本第255号通知
 - 3「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。
 - (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
 - (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
 - (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
 - (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
 - (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保 されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切である こと。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努め ていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

イ 保育所運営費の使途範囲を超えた支出を 行っていませんか。	いる・いない	○委託費の使途範囲は、保育所の運営に必要な人件費、 管理費、事業費に限定されています。これら以外の 使途については、委託費の弾力運用で認められる場 合にのみ使用できます。	府子本第254号通 知(保育所弾力運 用) 1 (1),(2)
		○委託費の使途範囲である「人件費、管理費、事業費」 については、この点検表の最後(別シート) に記載されているので参考としてください。○使途範囲を超えた支出を行っている場合は、以下の弾力運用の要件を満たしているか確認してください。	府子本第255号通 知(保育所弾力運 用の取扱い) 2
(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための積立資産の積立 (254号通知1(3))			
ア 積立資産の積立を行っていますか。	いる・いない	○次の資産の積立は、弾力運用に該当します。 □ ①人件費積立資産 (人件費の類に属する経費に係る積立資産) ②修繕積立資産 (建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立資産) □ ③備品等購入積立資産 (業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産)	府子本第254号通 知(保育所弾力運 用) 1 (3)
イ 積立資産の積立を行うための弾力運用の 要件を満たしていますか。	いる・いない	○委託費の弾力運用を行うための要件 254号通知1(2)で示された7つの要件	
ウ 積立資産を目的以外に使用する場合には、 市長協議を行っていますか。	いる · いない 該当なし	○学校法人で、委託費3か月分の弾力運用の要件を満たす場合は、積立資産の目的外使用についての理事会の承認を得れば市長への協議は不要です。	【積立金(積立預金)の目的外使用 協議書(控)又は承認書】 【理事会議事録】

点検項目	点検結果		記入欄・	点検の	ポイン	<u>-</u>		根拠法令等【確認資料】
(3) 委託費を保育所の整備等の経費に充当する場合(処遇改善等加算の基礎分(改善基礎分)の範囲) (254号通知1(4)) ア 改善基礎分の範囲内で次表に掲げる経費に充当していますか。	いる・いない		っていれば、委託費の引	単力運用を	を実施し	ているこ	ことになりま	府子本第254号通 知(保育所弾力近用)1(4)、別表 2
		す。)					(単位:円)	
項目			左	の ,	財 源	1 内	訳	
同一の設置者が設置する保育所等に係る経費	金額	į	委託費の 弾力運用額	寄	附	金	補助金	等
1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境 の改善等に要する経費(※)								
2 保育所等の土地又は建物の賃借料								
3 1, 2の経費に係る借入金 (利息含む) の償還のための支出 4 1, 2の経費に係る積立のための支出 (施設・設備整備積立金)								
5 保育所等を経営する事業に係る租税公課								
合 計								
※表中で、「1保育所等の建物、設備の整 経営する事業を行う上で不可欠な車庫、 並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、 所等以外の建物・設備の整備修繕等は含	物置及び駐車 屋外照明、花	場等を含	含む)及び建物附属	属設備の	整備、	修繕並:	びに模様替、	l
イ 弾力運用の要件を満たしていますか。	いる・いない	① 2	費の弾力運用を行う 54号通知別表1の駅 54号通知1(2)	事業いず	れかの			府子本第254号通 知(保育所弾力通 用)
		は、	に保育所を経営する 開設初年度は254号 運用は認められてV	通知1(4	(6)			府子本第255号通 知(保育所弾力道 用の取扱い) 4
ウ 弾力運用を行った金額は、改善基礎分の 範囲内となっていますか。	いる・いない 該当なし		をお願いいたします	0				
	図当なし	改善	基礎分相当額				円	
エ 弾力運用額が限度額を超えた場合、市長 (子ども総務課)あて収支計算分析表が提出 されていますか。	いる・いない 該当なし	⊚ ∄	是出年月日 <u>令和</u>	年	J	月	日	府子本第254号通 知(保育所弾力近 用)5 (2)、5 表 6
(4) 委託費の子育て支援事業及び社会福祉事業 への充当(改善基礎分の範囲内) (254号通知1(5))								府子本第254号通知(保育所弾力划用)別表3、別表
ア 改善基礎分について次表に掲げる経費(子育て支援事業・社会福祉事業)に充当していますか。	いる・いない	(充当 l す。)	ていれば、委託費の引	単力運用を	を実施し	ているこ	ことになりま (単位:円)	
項目	A 50	5	左	の ,	財 源	1 内	訳	•
子育て支援事業	金	₹	委 託 費 の 弾力運用額	寄	附	金	補助金	等
1 子育て支援事業を実施する施設の建物、 設備の整備・修繕、環境の改善及び土地 の取得に要する経費(※)								
2 1の経費に係る借入金(利息含む)の 償還又は積立のための支出								
社会福祉施設等	金 額	1	委託費の 弾力運用額	寄	附	金	補助金	等
1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・ 修繕、環境の改善、土地の取得等に要 する経費			JF 77 ZE 71 IB					
2 社会福祉施設の土地又は建物の賃借料								
3 1, 2の経費に係る借入金(利息含む) の償還のための支出 4 1, 2の経費に係る積立のための支出								
(施設・設備整備積立金) 5 社会福祉施設等を経営する事業に係る 租税公課								
合 計								
※表中で、「1子育て支援事業を実施する店とは、子育て支援事業を実施する施設の 及び建物附属設備の整備、修繕並びに模 塀の整備等の環境の改善や土地の取得を まないこと。	建物(子育てす 様替、並びに、	支援事業 事業対	を行う上で不可欠力 象者の処遇上必要力	な車庫、 な屋外遊	物置及 具、屋	び駐車 外照明、	場等を含む) 、花壇、門扉	1

点検項目	点検結果		記入欄・	点検の対	ポイント		根拠法令等 【確認資料】
イ 弾力運用の要件を満たしていますか。	いる・いない	② 季託費の弾力運用を行うための要件 ① 254号通知別表1の事業いずれかの実施 ② 254号通知1(2)で示された7つの要件 ③ 各会計基準に基づく資金収支計算書等の計算書類 (社会福祉法人会計基準では、資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書)が保育所に備え付けられ、閲覧に供されていること。 ④ 第三者評価加算の認定を受けサービス向上に努めること、又は、苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容及び解決結果の定期的な公表が行われていること。 ※苦情内容及び解決結果の定期的な公表が行われていること。 ※苦情内容及び解決結果の定期的な公表」とは、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページや広報誌等の活用などにより行うことが必要です。 ⑤ 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス含む)を満たしていること。 ○新たに保育所を経営する事業を行う設置者にあっては、開設初年度は254号通知1(4)~(6)の委託費の弾力運用は認められていません。				○「社会福祉事名 の経当を名による を経営とこれを の経営といるといる では の経過を があるでは の307第1第の の307第1第6号、を 発30307第142号 解発30307第42号 府子本第255号通通 用の取扱い)4	
ウ 弾力運用を行った金額は、改善基礎分の 範囲内となっていますか。	いる・ いない 該当なし						
エ 弾力運用額が限度額を超えた場合、市長 (子ども総務課)あて収支計算分析表が提出 されていますか。	いる・ いない 該当なし	◎∄	是出年月日 <u>令和</u>	年	月	日	府子本第254号通 知(保育所弾力通 用)5 (2)、別 表 6
(5) 委託費の保育所経費及び子育て支援事業への充当(委託費の3か月分までの弾力運用) (254号通知1(5)) ア 委託費の3か月分までの額について次表に掲げる経費(保育所経費及び子育て支援事業)に充当していますか。	いる・いない					(単位:円)	府子本第254号通 知(保育所彈力道 用)1(5)、另 表3、別表5
項目	金額	5	左	の貝	才 源 内		
同一の設置者が設置する保育所	317. (1)	₹	委 託 費 の 弾力運用額	寄	附 金	補助金	等
1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境 の改善、土地の取得等に要する経費							
2 保育所等の土地又は建物の賃借料							
3 1, 2の経費に係る借入金 (利息含む) の償還のための支出							
4 保育所等を経営する事業に係る租税公課							
項目	金額	5	左	の貝	才 源 内	訳	
同一の設置者が設置する子育で支援事業	32. 10	R	委 託 費 の 弾力運用額	寄	附金	補助金	等
1 子育て支援事業を実施する施設の建物、 設備の整備・修繕、環境の改善及び土地 の取得に要する経費							
2 1の経費に係る借入金(利息部分含む) の償還又は積立のための支出							
合 計							
イ 弾力運用の要件を満たしていますか。	いる・いない		費の弾力運用を行う から⑤と同じです。	ための要	要件は、上記	(4) イ	
ウ 弾力運用を行った金額は、委託費の3か月 分までとなっていますか。	いる・ いない 該当なし		費の3か月分の計算 前年度の委託費の総額		委託費の3	3か月分	
		3477	1 m 7 L 3 k k 4 - * * * * * * * * * * * * * * * * * *	×3/12	- 安田川ハーコ	→ I /\ /	
		※処	L遇改善等加算額のう [†]	ち、賃金改	善要件分の額	を除く。	

点検項目	点検結果	記入欄・点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
エ 弾力運用額が限度額を超えた場合、市長 (子ども総務課)あて収支計算分析表が提出 されていますか。	いる・ いない 該当なし	◎提出年月日 <u>令和</u> 年月月日	府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)5(2)、別表 6
(6) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための積立資産の積立 (254号通知1(6))			府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)1 (6)
ア 積立資産の積立を行っていますか。	いる・ いない 該当なし	□①人件費積立資産 □②保育所施設・設備整備積立資産 (建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)	
イ 弾力運用の要件を満たしていますか。	いる・いない	○委託費の弾力運用を行うための要件は、上記(4) イの①から⑤と同じです。	
ウ 積立資産を目的以外に使用する場合には、 市長協議を行っていますか。	いる ・ いない 理事会承認 該当なし	○積立資産を目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等の新築又は増改築に係る経費 (土地取得費を含む) に充当する等法人の経営上 やむを得ない場合に限られます。	【積立金(積立預金)の目的外使用協議書(控)又は承認書】
		○学校法人で、委託費3か月分の弾力運用の要件を満たす場合は、積立資産の目的外使用についての理事会の承認を得れば市長への協議は不要です。	【理事会議事録】
(7) 処遇改善等加算の取扱い (254号通知2)			府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)2
ア 複数の施設を運営する場合、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業 所間で配分していますか。	いる・ いない 該当なし	○配分していれば、委託費の弾力運用を実施していることになります。	7117 2
イ アで配分している場合、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請していますか。	いる · いない 該当なし	○賃金計画書・実績報告書には施設・事業所ごとの内 訳表を添付する必要があります。	
(8) 前期末支払資金残高の取崩し (254号通知3) ア 施設が赤字等のために前期末支払資金残 高を取り崩す際に、必要な手続きを行って	いる・いない	○当期の資金収支が赤字等のため前期末支払資金残高 を取り崩す場合	府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)3
viston.	該当なし	このグラグライン 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		□ ①取崩し額が、その年度の当該施設の事業 活動収入計(予算額)の3%を超える場合	【前期末支払資金 残高取崩し協議書 (控) 又は承認 書】
		2 市長への事前協議・承認を省略できる場合 □ ①自然災害その他やむを得ない事由により その取崩しを必要とする場合	【理事会議事録】
		□ ②取り崩す額の合計額がその年度の当該施 設の事業活動収入計(予算額)の3%以下 である場合	
イ 前期末支払資金残高を右記の経費に充当 していますか。 (委託費3か月分の弾力運用要件を満たす 場合に充当することができます。)	いる・ いない 該当なし	→充当している場合チェックしてください。 □ ①保育所を設置する法人本部の運営に要する経費(対象経費は、本部経理区分の人件費支出及び事務費支出に相当する経費で、保育所の運営に関する経費限定)	
		□ ②同一の設置者が運営する社会福祉事業及び子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 □ ③同一の設置者が運営する公益事業(子育て支	
		援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に 要する経費	
ウ イの場合において、委託費の3か月分の 弾力運用の要件をすべて満たしていますか。	いる · いない 該当なし	○委託費の3か月分の弾力運用を行うための要件は、 上記 (4) イの①から⑤と同じです。	

点検項目		点検結果	1	記入欄・点検のポイン	٢		根拠法令等 【確認資料】
エ イの場合において、市長への事前 は理事会での事前承認を得ています (9) 委託費の使途範囲を超えた支出		いる · いない 該当なし	○学校法人以外の承 事業会は、 ・企業会は、 ・企業会は、 ・企業会を ・企業会を ・企業会を ・でである。 ・でである。 ・では、 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でい。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。	事前に理事会の承認を 法人では、います。 と人で得ていいますを 会計の基準によう。 にようの基準によう。 にようの基準によう。 にようの基準によう。 にようのと、のつけで は、 です。 は、 です。 は、 です。 は、 です。 とし、 と、 と、 と、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 と、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、	も て対動 は、も末務 る表産 定当と払	果) で 支動動 かびす。 食金と子金	【理事会議事録】 【前期末支払資金 残高取前上協議書 (控)又は承認書】 府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)3 (3)
(254号通知5) 保育所に係る拠点区分から、254 「1 委託費の使途範囲」から「4 委 管理・運用」までに定める以外の支出 れていませんか。	託費の	いる・いない	では 費の使途範囲」で に定める以外の (子ども総務課) ればなりません。	、収支計算分析表を市 ていますか。	・運用」 合は、† を提出し	まで 万長 ンなけ	府子本第254号通 知(保育所弾力運 用)5(2)、別表 6
(10) 改善基礎分の加算停止等 ア 高額の当期末支払資金残高等の保	有		適正な保育所運行 した経営を確保す	残高は、運営費の適正 営が確保された上で、 するために将来発生が み立てた結果において	長期的に 見込まれ	「安定 いる経	
入所者の処遇、職員の処遇、施設の 等について、改善を必要としていま		いる・いない 該当なし		改善を要する必要があ 期末支払資金残高を保			
イ 保育所を経営する事業に係る当期 資金残高は、当該年度の委託費収入 %を超えていませんか。		いる・いない	◎保育所を経営する事 収入額について記え	事業に係る当期末支払資金 人をお願いします。	2残高と委	託費	府子本第254号通 知3 (2)
	717.34	区	分	金額		比率	(%)
		 末支払資金残	収入決算額(A) - - - - -		円円	B/A	%
ウ その他改善基礎分の支給停止等の 該当するような事例が放置されてい か。	要件に	いる・いない	○委託するとは、 変有するとしてきない。 変有するとしてきない。 がそれでもなけい。 本でもなけい。 一人のでは、 本でのでは、 本でのでは、 本でのでは、 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	□ 0%を超える当期末支 0%を超える当期末支 、将来発生が見込ま的に が将てな計画を作成してな計画を作成してな計画を作成の30%を 超過節が止されることを 場場ではいいである。 はい必要を が必要と が必要と が必要と が減じられることが でいるである。 はいるでは いると いると いると いると いると いると いると いると いると いると	払る安だ超でが めが処かる安だ超でが めずれじ改 いいま いいま いいき	遠高を立営 場善。 善るかい かいま かいま きんかい きんしゅう かいま かいま かいま きんかい かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	府子本第256号通 知問21 府子本第254号通 知 5 (4)
			す。 ○府子本第254 の結果、「1委 管理・運用」ま た場合には、4	号通知(保育所弾力運 託費の使途範囲」から でに定める以外の支出 月分から翌年3月分ま いて加算が停止されま	用)の 5 「4委計 が行われ での間、	5の(2) E費の いてい	府子本第254号通 知 5 (3)
(11) 委託費に係る各種積立資産への積式 出及び当期資金収支差額合計が、当該が に係る拠点区分の事業活動収入計(決算 の5%を超えていませんか。	設	いる・いない	◎拠点区分について、	記入をお願いいたします			府子本第254号通 知 5 (2)
			分	金額		比率	(%)
I F			動収入決算額(A)		円	_	-
<u> </u>	当期積立金 当期資金収	₹積立支出金額 ▼支差額	(<u>(</u>))		円田	_	
ľ		(文差額 額 (①+②)	(B)		円円	B/A	%
			○該当する施設は、 務課)に提出し	、収支計算分析表を市 ていますか。 合和 年	長(子と	ごも総	府子本第254号 通知(保育所彈力 運用)5(2)、別 表6

財務諸表等の数値チェックリスト

財務諸表等	該当科目等	記載数値	チェック内容				
【支払資金残高】							
資金収支計算書(前年度)	当期末支払資金残高		1 (1)-(2)(1)				
次合帅士引领妻(火左连)	前期末支払資金残高						
資金収支計算書(当年度)	当期末支払資金残高		3				
	流動資産(合計)		4				
	(うち固定資産からの振替)		<u>(5)</u>				
	棚卸資産(貯蔵品を除く)		6				
	徴収不能引当金		7				
貸借対照表	4-5-6-7		$\frac{\odot}{A}$ $\frac{(3)=A-B}{(b)}$				
	流動負債(合計)		8				
	(うち固定負債からの振替)		9				
	引当金(流動負債)		10				
	8-9-10		В				
【繰越活動増減差額】							
事業活動計算書(前年度)	次期繰越活動増減差額		① ① ① (c)				
	前期繰越活動増減差額		12				
事業活動計算書(当年度)	当期活動増減差額		13				
	次期繰越活動増減差額		(4) $(3)=(5)(d)$				
貸借対照表	うち活動増減差額		(b) (4)=(b)(e)				
貝旧外無权	次期繰越活動増減差額		16				
【資産・負債】(拠点区分	<u>においては、⑪~⑫のチェ</u>	ックは不要で	す。)				
	資産の部合計		1				
貸借対照表	負債の部合計						
	純資産の部合計		(g) (g) (g)				
	資産合計		20 (B) (B)				
財産目録	負債合計		②) (9)=②(h)				
	差引純資産		22				
【現金預金】							
貸借対照表	現金預金		23 <u>(33</u> =24)+25 E				
現金出納簿	期末残高 (帳簿数 冊)		② ならない理由				
残高証明書	記載金額 (口座数 口座)		② →下記				

※上記表中、a ~h がすべて成立すること。

<u>→33=24+25とならない理由</u>(

2 府子本第254号通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号)に定める別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」中、別添3の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、府子本第254号通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。

<u>(※上記通</u> :	知により示された勘定	
	科目	説明
人件費		
	職員給料支出	常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
(2)	職員賞与支出	常勤職員に支払う賞与をいう。
(3)	非常勤職員給与支出	非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
(4)	派遣職員費支出	派遣会社に支払う金額をいう。
(5)	退職給付支出	退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額および退職手当として支払う金額をいう。
(6)	法定福利費支出	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
事務費		
	福利厚生費支出	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために 要する法定外福利費をいう。
(2)	職員被服費支出	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
	旅費交通費支出	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く)をいう。
	研修研究費支出	役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出(研究・研修のための旅費を含む)をいう。
	事務消耗品費支出	事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
(6)	印刷製本費支出	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
(7)	水道光熱費支出	事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。
	燃料費支出	事務用の灯油、重油等の燃料(車輌費で計上する燃料費を除く)をいう。
	修繕費支出	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用 年数を延長させるような資本的支出を含まない。
(10)	通信運搬費支出	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
(11)	会議費支出	会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
	広報費支出	施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をい
(13)	業務委託費支出	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など施設の業務の一部を他に委託するための 支出(保守料を除く)をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託な ど、小区分で更に細分化することができる。
(14)	手数料支出	 役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料支出	生命保険料および建物、車輌運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
(16)	賃借料支出	 固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	保守料支出	建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	雑支出	事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
 事業費		
	給食費支出	食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。
(2)	保健衛生費支出	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
	保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
	水道光熱費支出	利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。
	燃料費支出	利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輌費で計上する燃料費を除く)をいう。
	消耗器具備品費支出	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
(7)	保険料支出	利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
	賃借料支出	利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	車両費支出	乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の支出をいう。
	雑支出	事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。